

「保険契約者代理特約」の取扱い開始のお知らせ

契約者によるお手続きの意思表示が難しくなってしまった場合に、あらかじめ指定されたご家族等が契約者にかわって所定のお手続きをすることができる「**保険契約者代理特約**」のお取扱いを開始します。

1. 「保険契約者代理特約」のポイント

1 契約者によるお手続きの意思表示が難しくなってしまった場合に、保険契約者代理人が代理でお手続きできます

この特約は、契約者が認知症等により、ご契約に関するお手続きができない「特別な事情」(※1)があるとき、**契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、契約者にかわって当社所定のお手続きをすることができる特約**(※2)です。

代理できる 主なお手続き 	●住所変更 ●目標値設定・変更 ●円建終身移行 ●解約・一部解約 ●改姓・改名 ●スイッチング ●保険証券再発行 ●生存給付金・死亡保険金の請求、生存給付金受取口座変更(※3) 等
代理できない 主なお手続き 	●契約者・死亡保険金等の受取人の変更 ●保険契約者代理人・指定代理請求人の変更 等

(※1)「特別な事情」とは、認知症等でお手続きを行う意思表示が困難であると当社が認めた場合、その他、これに準じる状態であると当社が認めた場合をいいます。

(※2) 特約条項は「しおり・約款追補版」(別紙1)をご参照ください。

(※3) 受取人が契約者と同一人の場合に限りです。

2 保険契約者代理人は、以下の範囲から契約ごとに1名指定できます(※4)

契約者の 戸籍上の配偶者	または	契約者の直系血族 (子、孫、父母、祖父母等)	または	契約者の3親等以内の親族 (兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪等)
-----------------	-----	---------------------------	-----	-----------------------------------

(※4) その他、以下に該当し当社が認めた方

「契約者と同居し、または契約者と生計を一にしている方」「契約者の財産管理を行っている方」

「保険金等の受取人」「その他これらに掲げる方と同等の特別な事情がある方として会社が認めた方」

3 保険契約者代理人は、契約内容をいつでも照会いただけます

保険契約者代理人は契約内容等を当社にお問い合わせいただけます(※5)。

(※5) 本特約を付加した場合、保険契約者代理人が契約内容を照会できる「保険契約者代理人による契約内容照会に関する規約」(別紙2ご参照)が自動付加されます。

「保険契約者代理特約」の詳細は、[こちら](#)(オフィシャルサイト)をご参照ください。

2. 対象商品

一時払の終身保険 （年金商品、平準払商品は対象外）

3. お取扱い開始日

2025 年 10 月 1 日（水）

以 上

＜お問い合わせ先＞

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

保険契約者代理特約専用フリーダイヤル 0120 - 836 - 232

受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く） 9：00 ～ 17：00

〈保険契約者代理特約〉ご契約のしおり（追補版）

主な保険用語のご説明

◆保険契約者代理人

契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）が、ご契約に関するお手続きができない特別な事情がある場合に代理人として当社所定のお手続きをすることができる人のことをいいます。契約者があらかじめ指定することができます。

保険契約者代理特約について

保険契約者代理特約は、契約者（年金支払開始日以後は年金受取人、以下同様とします。）がご契約に関するお手続きができない「特別な事情」があるとき、あらかじめ指定された保険契約者代理人が、契約者にかわって当社所定のお手続きをすることができる特約です。

1. 契約者がご契約に関するお手続きができない「特別な事情」について

○「特別な事情」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①お手続きを行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ②その他、①に準じる状態であると当社が認めた場合

2. 保険契約者代理人が行うことのできるお手続きについて

○保険契約者代理人が行うことのできるお手続きは、次のとおりとします。

- (1)契約者が行うことのできるお手続き（契約者と保険金等の受取人が同一人である場合の保険金等の受取人が行うことのできるお手続きを含みます。）
- (2)ただし、次のお手続きを行うことはできません。
 - ①契約者の変更手続き
 - ②保険金等の受取人の変更手続き（被保険者の生存に関し支払う保険金等の受取人を契約者のみに変更する場合を除きます。）
 - ③保険契約者代理人および指定代理請求人の指定または変更手続き
 - ④代理請求が可能な保険金等の請求手続き
 - ⑤契約者と被保険者が同一人である場合における告知を要する手続き
 - ⑥指定代理請求人が指定されている契約における指定代理請求人が代理することのできる手続き
 - ⑦①～⑥のほか、当社の定める手続き

3. 代理請求できる方

○契約者にかわってお手続きができる方は、契約者が保険契約者代理人としてあらかじめ指定し、かつ、お手続き時に次のいずれかに該当する必要があります。

- (1)次の範囲内の者
 - ①契約者の戸籍上の配偶者
 - ②契約者の直系血族
 - ③契約者の3親等以内の親族
- (2)次の範囲内の者。ただし、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、契約者のために契約者の代理人としてお手続きを行うべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。
 - ①契約者と同居し、または契約者と生計を一にしている者
 - ②契約者の財産管理を行っている者
 - ③保険金等の受取人
 - ④その他①から③までに掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者

4.保険契約者代理人の変更

- 契約者は、当社の定める取扱範囲内で保険契約者代理人を変更することができます。保険契約者代理人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。

5.保険契約者代理特約の付加・解約・消滅について

- 特約の付加
契約者のお申し出により、当社の承諾を得て主契約に付加することができます。
- 特約の解約
契約者はいつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 特約の消滅事由（次の場合、この特約は消滅します。）
- ・ 契約者が死亡したとき
 - ・ 契約者が変更されたとき
 - ・ 保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権の消滅事由に該当したことを当社が知ったとき
 - ・ この特約を付加した主契約が消滅したとき
 - ・ 契約者と年金の受取人が異なる場合で、年金支払開始日が到来したとき

ご注意	・ 契約者が保険契約者代理人を指定した際には、その保険契約者代理人に代理人としてできるお手続きについてお伝えください。 ・ 契約者が法人である場合、契約者の代理人としてお手続きを行うことはできません。 ・ 契約者に、成年後見制度における法定後見人（成年後見人・保佐人・補助人）または任意後見人が存在する場合、保険契約者代理人によるお手続きはできません。 ・ 保険契約者代理人からの請求に基づいて、保険金等をお支払いした場合、その支払後に重複して請求を受けても、当社は保険金等をお支払いしません。 ・ 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に契約者を特別な事情の状態に該当させた者は、契約者の代理人として手続きを行うことができません。 ・ 保険契約者代理人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に手続可能な手続きがあっても、変更を行う前の保険契約者代理人によるお手続きはできません。 ・ 保険契約者代理人の行った手続きは、契約者に対してその効力を生じます。 ・ 保険契約者代理人に代理手続きを行っていただくために必要な範囲で、当社から保険契約者代理人に対して、情報開示・提供を行う場合があります。 詳しくは、ホームページ掲載の「保険契約者代理人による契約内容照会に関する規約」にて、ご確認ください。
-----	--

第1条（特約の締結）

1. この特約条項において、主たる保険契約を主契約といいます。
2. この特約条項において、主契約の普通保険約款および特約の特約条項を総称して、主約款等といいます。
3. この特約は、主契約の締結の際もしくは締結後に、保険契約者（主約款等の定めにより権利義務を承継した年金受取人を含みます。以下同様とします。）の申出により、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。
4. この特約が締結されたときは、保険証券（年金証書が発行されている場合は年金証書。以下同様とします。）に表示します。

第2条（保険契約者代理人による代理手続き）

1. 保険契約者が手続きを自ら行うことができない次のいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意および会社の承諾を得てあらかじめ指定または次条の規定により変更した保険契約者代理人が、手続きに必要な書類（別表1）を提出して、保険契約者の代理人として手続きを行うことができます。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。
 - (1) 手続きを行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 前号に準じる状態であると会社が認めた場合
2. 保険契約者代理人が行うことのできる手続きは、次のとおりとします。
 - (1) 主約款等に定める保険契約者が行うことのできる手続きとします。この場合、保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款等に定める保険金等の受取人が行うことのできる手続きを含みます。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、次の手続きを除きます。
 - ① 保険契約者の変更手続き
 - ② 保険金等の受取人の変更手続き（被保険者の生存に関し支払う保険金等の受取人を保険契約者のみに変更する場合を除きます。）
 - ③ 保険契約者代理人および主約款等に定める指定代理請求人の指定または変更手続き
 - ④ 主約款等に定める代理請求が可能な保険金等の請求手続き
 - ⑤ 保険契約者と被保険者が同一人である場合における告知を要する手続き
 - ⑥ 前5号のほか、会社の定める手続き
3. 前2項の規定により受取人を変更する場合で、保険契約者と被保険者が同一人であるときは、保険契約者代理人が被保険者の代理人として同意を行うことができます。
4. 第1項および第2項の規定により保険契約者代理人が手続きを行う場合、保険契約者代理人は手続時において次のいずれかに該当することを要します。
 - (1) 次の範囲内の者
 - ① 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - ② 保険契約者の直系血族
 - ③ 保険契約者の3親等内の親族
 - (2) 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために保険契約者の代理人として手続きを行うべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ① 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている者
 - ② 保険契約者の財産管理を行っている者
 - ③ 保険金等の受取人
 - ④ その他①から③までに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
5. 第1項、第2項および前項の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険契約者を第1項各号に定める状態に該当させた者は、保険契約者の代理人として手続きを行うことができません。
6. 保険契約者代理人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に手続可能な手続きがあっても、変更を行う前の保険契約者代理人による代理手続きは取り扱いません。
7. 本条の規定により保険契約者代理人が行った手続きは、保険契約者に対してその効力を生じます。
8. 本条の規定により保険金等の代理請求を行う場合で、主約款の規定にもとづき会社が必要な事項の確認を行う際、本条に定める保険契約者代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
9. 本条の規定により会社が保険金等を保険契約者代理人に支払った場合には、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第3条（保険契約者代理人の変更）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で保険契約者代理人を変更することができます。このとき、保険契約者は、会社に対して通知することを要します。
2. 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。

第4条（重大事由等による解除等の通知）

主約款等に定める重大事由による解除および告知義務違反による解除について、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主約款等に定める通知先のほか、保険契約者代理人に通知することがあります。

第5条（重大事由による特約の解除）

会社は、保険契約者代理人が次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①または②などにより、会社の保険契約者代理人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - ① 主契約に付加されている他の特約または他の保険契約が重大事由により解除されること
 - ② 保険契約者代理人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されること

第6条（特約の消滅）

次の各号に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡したとき
- (2) 保険契約者が変更されたとき
- (3) 保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権の消滅事由に該当したことを会社が知ったとき
- (4) この特約を付加した主契約が消滅したとき
- (5) 保険契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款等に定める年金支払開始日が到来したとき

第7条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第8条（主約款等の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、この特約の主旨に反しない限り、主約款等の規定を準用します。

別表1 必要書類

項目	提出書類
1. 保険契約者代理人による代理手続き (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の成年後見登記されていないことの証明書 (4) 保険契約者の住民票（確認の必要がある場合は、戸籍謄（抄）本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 保険契約者代理人の住民票（確認の必要がある場合は、戸籍謄（抄）本） (7) 保険契約者代理人の印鑑証明書 (8) 保険契約者代理人が保険契約者と生計を一にしているときは、保険契約者もしくは保険契約者代理人の健康保険証の写しまたは保険契約者代理人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (9) 保険契約者代理人が契約にもとづき保険契約者の財産管理を行っているときは、その契約書の写し (10) 保険契約者代理人が法令に定める代理権の消滅事由に該当しないことの証明書
2. 保険契約者代理人の変更 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書

注) 会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

保険契約者代理人による契約内容照会に関する規約

保険契約者または年金受取人（以下「契約者等」といいます。）が保険契約に保険契約者代理特約を付加した場合、保険契約者代理人に代理手続きを行っていただくために必要な範囲で、当社から保険契約者代理人に対して、情報開示・提供を行う場合があります。以下の重要事項をご確認ください。

□「保険契約者代理人による契約内容照会に関する規約」とは

当規約は、保険契約者代理人から当社にお問い合わせがなされた場合の契約内容等の情報開示・提供について定めます。

□保険契約者代理人への情報開示・提供の内容

保険契約者代理人から当社へ契約内容等のお問い合わせがなされた場合には、当社は、保険契約者代理人に対して、契約者等ご本人様からお問い合わせを受けた場合に開示・提供させていただく範囲と基本的に同じ範囲で契約内容等の情報を開示・提供いたします。ただし、契約者等の名義以外の住所や振込口座、被保険者の健康等の機微情報（センシティブ情報）、および募集代理店にかかる情報等については、情報開示・提供をお断りする場合があります。

□情報開示・提供の対象となる契約

保険契約者代理特約が付加されている契約が、情報開示・提供の対象となります。

- ・保険契約者代理人に対して情報開示・提供を行う範囲は、契約者等に対して情報開示・提供を行う範囲に限られます。
- ・契約者等ご本人様が当該契約の死亡保険金受取人または死亡一時金の受取人である場合であって、被保険者が死亡したときは、保険契約者代理人に対して、死亡保険金受取人または死亡一時金の受取人に対して開示・提供を行う情報も開示・提供します。
- ・契約者等ご本人様が当該契約の生存給付金受取人である場合、保険契約者代理人に対して、生存給付金受取人に対して開示・提供を行う情報も開示・提供します。
- ・契約者等ご本人様がお亡くなりになった後に、登録された保険契約者代理人から当社へ契約内容等のお問い合わせがなされた場合であっても、保険金等のお手続きに必要な契約情報（例えば、被保険者名・死亡保険金受取人名等）を開示・提供する場合があります。

□保険契約者代理人からの契約内容照会の受付

保険契約者代理人からの契約内容照会は、契約者等による保険契約者代理特約の付加のお手続き完了後から受付けます。

<保険契約者代理人へのご説明のお願い>

保険契約者代理特約の付加のお手続きをされた後、保険契約者代理人へお渡しいただけるよう、保険証券と一緒に保険契約者代理人向けの「お手続き完了のお知らせ」を送

付いたします。本書面を保険契約者代理人にお渡しいただき、当該特約の主旨について、改めて契約者等ご本人様からご説明していただきますようお願いいたします。

□その他

- ・保険契約者代理特約が付加されていない契約については、同一の契約者等の他の契約において保険契約者代理人に指定されている方からの照会であっても、当社は契約内容照会にお答えすることはできません。
- ・保険契約者代理特約の解約がされた場合や、契約者等ご本人の名義変更があった場合は、当社は、従前の保険契約者代理人からの契約内容照会にお答えすることはできません。
- ・当社からお送りする各種書類が契約者等ご本人様へ届かなかった場合、年金等の手続きが未了で当社から契約者等ご本人様に請求勧奨を行おうとしても連絡不能な場合など、当社が保険契約管理上または保険金等支払手続き上必要と判断したときには、当社より保険契約者代理人に対してご連絡をさせていただくことがあります。
- ・当社は、契約者等ご本人様の事前の承諾なしに、当規約の内容を変更または廃止することができるものとします。この場合、当社は、変更内容および変更日（廃止する場合は廃止日）等を、契約者等ご本人様に通知するか、又は当社のオフィシャルサイト等において告知します。